

新潟県

## 教育月報 7 月号

第690号  
平成19年 7 月 1 日発行  
編集人、発行人  
新潟県教育委員会～教職員の事故防止と  
服務規律の確保について～義務教育課  
高等学校教育課

## はじめに

教職員は、児童生徒や保護者及び地域からの信頼を基に、子どもたちの人格形成を支援するという重大で崇高な責務を担っています。

しかし、教職員としての基本的な倫理観を欠く非違行為が続発している現状は、児童生徒はもとより、県民の学校教育そのものに対する信頼を著しく損ねる深刻な事態を招いています。

教職員は勤務時間中はもとより、私生活においても、教育公務員としての自覚を常にもち、服務規律の遵守や非違行為防止に努めなければなりません。

本号では、平成18年度の教職員事故の状況と事故防止について、具体例を挙げて説明しますので、教職員一人一人が、記事にある事例等を参考に、「事故は絶対に起こさない」という目標を掲げ、服務規律を遵守するとともに事故防止に取り組んでください。

## 教職員事故の発生状況について

## 1 事故の概要

平成18年度の教職員事故の件数は表1のとおりです。義務教育諸学校(県立特別支援学校を含み、私立・国立学校を除く。)における教職員の事故は、総数では265件と前年度より31件多くなっています。特に、前年度と比較し交通事故が加害、被害とも増加しています。また、交通事故等以外の非違行為が依然として発生しています。非違行為は、県民の学校教育、教職員全体への信頼を著しく損ねるものです。

県立高等学校等(中等教育学校を含む。)においては、総数で109件と前年度を下回ったもの

の、交通被害事故は5件増加し、交通事故等以外の非違行為は8件増加しました。今後も引き続き各学校において教職員の意識向上に向けた取組が求められます。

表1 教職員事故の件数 (報告件数)

|               |        | 義務教育諸学校 |      | 県立高等学校等 |      |
|---------------|--------|---------|------|---------|------|
| 年 度           |        | 17年度    | 18年度 | 17年度    | 18年度 |
| 交通事故等         | 被害事故   | 22      | 24   | 11      | 16   |
|               | 加害事故   | 38      | 46   | 25      | 23   |
|               | 飲酒運転   | 6       | 2    | 0       | 0    |
|               | 速度超過   | 20      | 14   | 7       | 8    |
|               | 自損・物損等 | 6       | 2    | 25      | 23   |
| 負傷事故(交通事故以外)  |        | 109     | 101  | 30      | 24   |
| 非違行為(交通事故等以外) |        | 14      | 13   | 6       | 14   |
| 病気等による死亡      |        | 9       | 7    | 4       | 1    |
| その他           |        | 10      | 56   | 4       | 0    |
| 総 計           |        | 234     | 265  | 112     | 109  |

※平成18年度に義務教育諸学校において、その他の数が増加したのは、教職員の集団食中毒や児童生徒の対教師暴力の発生等によるものです。

## 2 飲酒運転の根絶及び交通事故等の防止

## (1) 飲酒運転の根絶

飲酒運転(酒気帯び運転を含む。以下同じ。)は、死亡事故にもつながる極めて危険で悪質な行為です。したがって県教育委員会としては、昨年9月に処分基準を見直し、飲酒運転を行った場合は原則として「免職」としています。また、飲酒運転であることを知りながら同乗した教職員や飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた教職員についても、「免職」又は「停職」とする厳罰をもって対処することとしています。

次に、一つの事例を基に、問題の所在について考えてみます。

#### 【事例1】

中学校のA教諭は前日、夕食に自宅で飲酒した後、飲みなおそうとタクシーで飲食店へ出かけ、午後10時ころから翌日の午前0時30分ころまで飲酒をし、その後タクシーで帰宅して就寝した。翌朝、午前7時30分ころ、出勤のため自家用車を運転中、検問中の警察官に停止を命ぜられ、呼気検査の結果、0.25mg/ℓ以上のアルコール濃度が検出された。（→免職）

#### <問題の所在>

- ① 飲酒の際、翌日の運転予定があることから、過度な飲酒を避けるべきであった。
- ② 翌朝、車を運転する前に、前夜の飲酒の影響に関する体調把握が不十分だった。
- ③ 前夜の飲酒の影響が残っていることを知りつつ運転したとすれば、飲酒運転は許されない行為であるという認識が不十分であった。

前夜の飲酒の場合でも、体調はもとより飲酒量や経過時間によっては、飲酒運転に該当することがあります。翌日に運転が予定されている場合は、酒量を控えたり、早めに切り上げたりするとともに、体調が悪いときは、運転しないなどの自覚と節度ある行動が求められます。

#### (2) 速度超過違反の防止

一般道30km/h以上、高速道40km/h以上の速度超過違反は、飲酒・酒気帯び運転などと同程度の危険度が高い重大な違反行為です。事故が起きれば死亡事故にもつながりかねない危険な行為で、違反した場合、裁判所から出頭を命ぜられ、刑事罰としての罰金刑が科せられます。

児童生徒の安全教育に携わり、率先して安全運転の励行に努めるべき立場の教職員がこのような速度超過違反を犯した場合には、県教育委員会では、懲戒処分の対象としています。平成18年度は、義務教育諸学校で14件、県立高等学校等で8件の懲戒処分を行いました。

教職員は、こうした速度超過違反が悲惨な

交通事故を引き起こし、取り返しのつかない結果を招くことを自覚し、心と時間に余裕をもった運転と、制限速度の遵守を一層心掛ける必要があります。

#### (3) 交通加害事故の防止

交通加害事故の多くは、カーオーディオ等の操作などのための脇見運転や前方不注意運転が原因で、歩行者や自転車等の発見が遅れたことにより発生しています。また、交差点における安全確認が不十分であったり、一時不停止や信号無視などにより、他車と衝突した事故も見受けられます。被害者に重傷を与えたため懲戒処分となった加害事故が、義務教育諸学校で5件、県立高等学校等で2件発生しています。その多くが出勤や帰宅途中に発生しており、慣れから生ずる不注意や体調不良等が原因となっていると考えられます。

交通加害事故は、被害者やその家族はもとより、自分の家族まで巻き込み、その人生を台無しにしかねません。常に良好な体調を保持し、十分な安全確認と慎重な運転を心掛けてください。

#### 3 その他の非違行為の防止

平成18年度に発生した非違行為件数（交通事故等を除く）は、下表のとおりです。

表2 教職員の非違行為件数(交通事故等以外)

| 年 度     | 義務教育諸学校 |      | 県立高等学校等 |      |
|---------|---------|------|---------|------|
|         | 17年度    | 18年度 | 17年度    | 18年度 |
| 体罰・暴力行為 | 2       | 2    | 2       | 3    |
| 性非行     | 1       | 4    | 0       | 2    |
| 情報流出    | 1       | 3    | 0       | 0    |
| 不適切会計   | 0       | 2    | 0       | 0    |
| 管理監督責任  | 2       | 1    | 2       | 3    |
| その他     | 8       | 1    | 2       | 6    |
| 総 計     | 14      | 13   | 6       | 14   |

#### (1) 体罰・暴力行為の防止

体罰は学校教育法第11条により厳しく禁止されており、教育的効果がないばかりか、児童生徒や保護者の学校に対する信頼を著しく失墜させる行為です。平成18年度、体罰による懲戒処分は、義務教育諸学校で戒告が1件、

県立高等学校等で減給が3件となっています。

次の事例から、問題の所在について考えてみます。

#### 【事例2】

県立高等学校のB教諭は、1学年の学年集会が始まる直前に、男子生徒が自分の指示を無視したことや靴の踵を履きつぶしていることを注意しようと、体育館からギャラリーに上がる階段に同生徒を連れ出し、両頬を平手で20回程度叩いた。（→減給）

#### ＜問題の所在＞

- ① 常日頃、自分の指導法に過度の自信をもっていたため、自らの指導に対して、生徒が従わないことに腹を立て、平常心を失った。
- ② 生徒との信頼関係を築こうとする努力に欠けており、生徒の立場に立って考えることができなかった。
- ③ 怒りの感情を抑えることができず、暴言を吐き、暴行にまで及んでしまった。

体罰は学校教育法で禁止されているだけでなく、児童生徒の心に深い傷を残すことから、いかなる場合でも行ってはいけません。毅然とした態度はもちろん必要ですが、児童生徒の声に耳を傾ける謙虚さを合わせもちながら指導することが大切です。

#### (2) 個人情報流出の防止

平成18年度には、教職員が児童生徒の個人情報情報を保存した個人用パソコンを入れた鞆を学校の駐車場に置き忘れて帰宅したため、その鞆を紛失し、個人情報流出の恐れを招いたとして減給処分を受けた事例が発生しています。また、その他にも帰宅途中や帰宅後に、鍵をかけて駐車した車の中に置いたパソコンやDVD、生徒名簿等が盗難に遭い、個人情報流出するという事故が発生しています。

教職員は、児童生徒の成績資料、住所、電話番号、写真、指導資料などの個人情報情報を慎重に取り扱うとともに、常に「絶対に外部に流出させてはならない」という危機意識をもって行動する必要があります。各学校では、校内規程やマニュアルの見直しを行い、個人情報を厳正に管理することが重要です。

#### (3) 性非行の防止

性非行は、教職員としての基本的な資質に欠ける重大な非違行為であり、被害者にも深い心の傷を残すこととなります。平成18年度は、義務教育諸学校で性非行が4件発生し、免職処分が3件と停職処分が1件、県立高等学校等で性非行が2件発生し、免職処分が2件となっています。

次の事例から問題の所在について考えてみます。

#### 【事例3】

小学校のC教諭は、外出中に見かけた女性を尾行し、そのままアパートの玄関内に入り込んで女性に抱きつき、倒れた女性に覆いかぶさるなどのわいせつ行為を行った。そのため、強制わいせつ容疑で逮捕された。（→免職）

#### ＜問題の所在＞

- ① 自己の欲望を抑制できず、他者の人権を守る意識がないなど、社会人としての基本的な倫理観を欠いている。
- ② 校長からの非違行為の防止に関する指導を何ら理解していない。

教職員一人一人が、教育公務員であることを強く自覚するとともに、こうした行為がいかに教育に対する信頼を失わせることになるかを十分に心に刻むことが重要です。

#### 服務規律の確保のための取組について

今まで述べてきた以外にも、中学校教諭による詐欺・収賄（→免職）、教材販売会社からの還元金に関する不適切な会計処理2件（→停職）等の事例も発生しています。

また、平成19年度に入り、窃盗、昏酔強盗、著作権法違反の容疑で相次いで3名が逮捕されるという極めて深刻な事態となっています。

教職員による事故を防止するためには、各学校で、教職員としての職責の重さを自覚し、私生活においても疑念をもたれることのないよう、自らを律し、高い倫理観を保持するための取組が必要です。

#### 1 自覚ある行動を促す継続的な取組

自己点検表を用いて定期的に自らの行動を



振り返り、教職員としての自覚を高める取組を行い効果を上げている学校もあります。

## 2 職場環境の整備

職場内の人間関係や校務などのストレスが影響して事故発生につながる場合があります。職場内のコミュニケーションの充実によりストレスが軽減した事例もあります。全職員で明るく開かれた職場環境づくりに取り組むことが大切です。

## 3 校内研修の充実

非違行為を撲滅するには、教職員が事故防止に真剣に取り組もうとする意識を高める必要があります。全職員で非違行為防止の具体的対策を話し合ったり、事故発生時の家族や同僚の気持ちを推し量ったりする場を研修に取り入れている学校もあります。各学校では、通知や本号の記事などの具体的事例を活用し、事故の及ぼす結果や影響について教職員が自覚するよう研修内容を工夫してください。

## おわりに

学校と児童生徒や保護者及び地域との信頼関係は、教職員一人一人の不斷の努力によって築かれるものです。しかし、一度、教職員による性非行や窃盗などの非違行為が発生してしまうと、その信頼は一瞬にして崩れてしまいます。また、どんなに功績があろうと教育者としての資質を問われるのは当然のことです。

各学校では、管理職の適切な指導の下、「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のための指針」(最新版は平成19年7月発行予定)、「教職員に対する懲戒処分の基準について(教育長通知)」(平成19年6月)、「各月の懲戒処分について」等を用い、事故の防止・根絶について具体的な取組を進めてください。また、教職員一人一人は、常に教育公務員としての自覚をもって服務規律の遵守に努めてください。

## インフォメーション

### ●「平成19年度公立高等学校入学者選抜学力検査の結果」の冊子がまとまりました

◇請求先 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
県教育庁高等学校教育課指導第1係  
TEL 025-280-5611

※高等学校教育課宛の封筒には、「学力検査の結果請求」と朱書き願います。

※宛先を明記し、返信用切手240円分を貼付したA4版の返信用封筒を同封してください。

※概況は次のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.niigata.jp/kyoiku/kotogakko/highschool/page1-2.html>

### ●冊子「新潟の海の恵みを守るために」(B5版13頁)を授業等でご活用ください

内容は「漁法」「魚の流通」「海や魚を守る漁師の取組」等で、小・中学校の社会科・総合等でご活用ください。(詳細はホームページをご覧ください。)

#### ◇申込み・問い合わせ先

全国豊かな海づくり大会推進室(新潟県庁)

TEL 025-280-5978

申込み方法 電話(必要部数をお知らせ下さい)

ホームページ <http://www.wanoumi.net/>

※海への想いを表した作品(作文・絵画等)を募集しています。詳細はホームページをご覧ください。

### ●第2回自然・ふれあい!家族のつどい

春・夏・冬 of 自然体験活動を通して、家族のふれあいを深め豊かな情操や社会性を育てることを趣旨としています。今回は、カヌーやイカダ等に挑戦し、海洋スポーツや夏の自然に親しむとともに、いろいろな活動を通して、家族のふれあいや他家族との交流を深めます。

◇開催日時 9月1日(土)13:00～2日(日)14:00

場 所 県少年自然の家

対象・定員 小・中学生を含む家族 70名

参 加 料 一人3,500円

申込み方法 電話

申込み期間 8月1日(水)～8月10日(金)

申 込 み 先 県少年自然の家  
〒959-2602 胎内市乙字大日裏  
TEL 0254-46-2224

発行所 新潟県教育庁総務課

所在地 〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

電 話 025-285-5511(内線3803)

F A X 025-285-3766

E-mail [ngt500010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt500010@pref.niigata.lg.jp)

HP版URL

<http://www.pref.niigata.jp/kyoiku/soumu/soumuka/>

<無断転載を禁ず>

